

## 入札参加制限等に係るお知らせ

岡崎市総務部契約課

貴社と雇用関係にある岡崎市の職員（以下、「兼業職員」という。）が存在するため、岡崎市職員の兼業先企業等に係る入札等制限要領の規定により、貴社は本市の調達制限の対象となります。調達制限の解除を希望される場合は、調達案件ごとに「接触履歴報告書」及び「入札参加に係る誓約書」が必要となるため、御留意ください。

### (1) 調達制限の解除に係る提出書類

調達案件ごとに「接触履歴報告書」及び「入札参加に係る誓約書」を、後述する(2)の提出期間中に御提出ください。様式は、岡崎市ホームページ>事業者向け>入札・契約の広場（総務部契約課）>各種様式に掲載されています。

### (2) 書類の提出期間

契約課による 電子入札	一般競争入札	公告日以降、開札日の前日まで
	指名競争入札	指名通知日から開札日の前日まで
各課による指名競争入札 (単価契約、賃貸借契約等)		指名通知日から開札日（1回目の入札書提出日）まで
見積合わせ・特命随意契約		見積書の提出依頼日から契約の相手方の決定（契約締結日）前まで

### (3) 制限対象と内容

兼業職員の本市における職権（地位）により、制限対象と内容が異なります。なお、(1)に示す書類が提出されない場合は、制限内容に示した内容（契約の相手方になれない）が適用されます。

兼業職員	対象	制限内容
決裁権なし (例：非常勤特別職)	兼業先企業	契約の相手方（共同企業体の代表構成企業含む）
決裁権あり	兼業先企業、兼業先企業の親会社、兼業先企業の子会社	①契約の相手方（共同企業体の代表構成企業含む） ②コンソーシアムや共同企業体の構成企業 ③契約の相手方（共同企業体の代表構成企業含む）の下請又は再委託先

※ 兼業職員の地位については、対象となる職員に御確認ください。

※ 親会社・子会社は、会社法の規定によります。